

ID: 304

担当部署: 経済観光部 観光政策課

処分の概要	入館料の返還承認		
例規名 根拠条項	長門市くじら資料館条例施行規則 第4条ただし書		
例規番号	令和2年規則第39号		
<p>【根拠条文】 (入館料の返還) 第4条 既納の入館料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和2年4月1日	最終変更年月日	年 月 日